

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）

改正案		現行	
附則			
<p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関係）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
銀行法施行令 第七条、第十六条の六の二 第一項第一号	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
附則			
<p>（銀行とみなされる特定承継会社に係る銀行法以外の法令の適用関係）</p> <p>第十四条（略）</p> <p>2 法附則第三十三条第一項の規定により前項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる法令の規定の適用については、同欄に掲げる法令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
読み替える法令の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える字句
銀行法施行令 第七条、第十六条の六の二 第一項第一号	内閣府令	（略）	農林水産省令・内閣府令
（略）	（略）	（略）	（略）

(略)	銀行法施行令 第十七条第二 号	(略)	金融庁長官	及び第三号並 びに第二項並 びに第十六条 の六の三第一 項
(略)	(略)	(略)	農林水産大臣及び金融庁 長官	

(略)	銀行法施行令 第十七条第二 号	(新設)		及び第三号並 びに第二項並 びに第十六条 の六の三第一 項
(略)	法第四条第一項の免許			
(略)	再編強化法附則第二十六 条第一項の認可			